

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第92回）議事概要

1 日 時

平成31年1月25日（金）13時59分～15時16分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員

新美 育文（部会長）、川濱 昇（部会長代理）、大谷 和子、藤井 威生、
三友 仁志、山下 東子、吉田 裕美子

（以上7名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

（3）総務省出席者

ア 総合通信基盤局

谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、山碕事業政策課長、
佐伯市場評価企画官、大村料金サービス課長、
藤田電気通信技術システム課長、
安東電気通信技術システム課番号企画室長、梅村消費者行政第一課長

イ サイバーセキュリティ統括官室

竹内サイバーセキュリティ統括官、サイバーセキュリティ統括官付木村参事官、
サイバーセキュリティ統括官付赤阪参事官

（3）事務局

佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）答申事項

ア 端末設備等規則等の一部改正について【諮問第3107号】

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、情報通信審議会からの一部答申「I o Tの普及に対応した電気通

信設備に係る技術的条件」を踏まえ、IoT機器を含む端末設備のセキュリティ対策に関する技術基準の整備及びLPWAサービスに係る電気通信主任技術者の選任義務の緩和を行うことを目的として、端末設備等規則及び電気通信主任技術者規則の一部の改正を行うものとして、諮問があったもの。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（「網機能提供計画」制度の見直し及び第一種指定電気通信設備等の接続機能の休廃止に伴う周知制度の整備）【諮問第3108号】

審議の結果、諮問内容に沿って改正することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法第36条に定める「網機能提供計画」制度の対象範囲や手続ルールの見直しを行うため、電気通信事業法施行規則の一部の改正を行うものとして、諮問があったもの。

ウ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（指定電気通信役務の範囲の見直し）について【諮問第3109号】

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法の規定による指定電気通信役務の対象外となるものの範囲を変更するため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を改正する省令案に関して、諮問があったもの。

エ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について【諮問第3110号】

審議の結果、諮問内容に沿って改正することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、情報通信審議会答申（平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方）を踏まえ、長期増分費用方式に基づく接続料の算定方法の見直し事項を反映するため、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）等の一部を改正する省令案に関して、諮問があったもの。

オ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務）について【諮問第3112号】

審議及び意見募集の結果を踏まえ、諮問された案を一部修正し制定することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、電気通信事業法施行規則の改正により、電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務について制度を整備するため、諮問があったもの

(2) 諮問事項

ア 電気通信番号規則の制定等について【諮問第3113号】

審議の結果、本件について意見募集を実施し、提出された意見を踏まえ審議を行うことを決定した。

【内容】

本件は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、電気通信番号規則の制定等、電気通信番号に関する制度を整備するため、諮問を受けたもの。

イ 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第二項に規定する業務の実施に関する計画の認可について【諮問第3114号】

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申を行った。

【内容】

本件は、国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第9条の規定に基づき、情報通信研究機構が行う、パスワード設定等に不備のあるIoT機器調査の実施計画に係る認可について、諮問を受けたもの。

(3) 「諮問を要しない軽微な事項について」(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号)の一部改正について

審議の結果、改正することが適当との部会決定を行った。

【内容】

国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第9条の規定に基づく、パスワード設定等に不備のあるIoT機器調査の実施計画のうち、特定アクセス行為の送信元のIPアドレス等の変更については、諮問を要しない軽微な事項とするもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 佐藤・星

電 話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp